

|             |  |
|-------------|--|
| 特別徴収義務者指定番号 |  |
|-------------|--|

市町村コード 023434

## 令和7年度 西目屋村 村・県民税 森林環境税 特別徴収のしおり

ご納入は 役場出納窓口 または

- 指定金融機関 株式会社青森みちのく銀行 下土手町支店
- 納入代理金融機関

株式会社青森みちのく銀行 本店・各支店

つがる弘前農業協同組合 本店・各支店

(上記以外の金融機関からの預託等取次による納付も受けております。)

- 地方税共通納税システム = eLTAX (エルタックス) からの納入も可能です。
- 郵便局から納付される場合、『郵便払込取扱票』納付書をお送りしますので、ご連絡ください。



西目屋村

にしめやむら

親から子へつなぐ  
悠久の森 源流の里 にしめや

〒036-1492

(※ 2020年11月に庁舎移転しました。)

青森県中津軽郡西目屋村大字田代字神田57番地

西目屋村役場 税務会計課 税務係

直通電話 0172-85-2805

代表電話 0172-85-2111 (内線113)

FAX 0172-85-2590

E-Mail nishimeya-zeimu@vill.nishimeya.lg.jp



## 特別徴収事務取扱要領

### 1. 特別徴収について

特別徴収とは、納税者の便宜を図るため、市町村長から特別徴収義務者の指定を受けた給与支払者が、毎月支払う給与等から市町村・県民税を徴収し、本人に代わって納めていただく制度のことです。表紙等に記載の『特別徴収義務者指定番号』は、西目屋村における電算システム上の管理番号であり、村の納付照合事務等に必要ですので、納税や異動届等のご提出の際、指定番号の欄が空欄のときは、お手数をおかけしますが、ご記入をお願いいたします。

### 2. 特別徴収義務者の指定について

地方税法第 41 条、第 319 条、第 321 条の 4 第 1 項並びに西目屋村税条例第 45 条の規定により、4 月 1 日現在の給与支払者（所得税源泉徴収義務者）を特別徴収義務者に指定します。そのため任意の指定取り消しの申し出や指定拒否はできません。

### 3. 特別徴収する範囲

給与所得者は（パート・アルバイトの場合であっても）原則として、特別徴収により市町村・県民税を徴収されます。転勤や退職、再就職等の場合、異動届書の提出が必要です。

### 4. 特別徴収税額の通知

年税額の通知は、毎年 5 月 31 日までに通知する必要がありますので、同封されている納税義務者用の通知書は、従業員の方にお渡し願います。

### 5. 給与からの徴収について

個人毎の年税額・月割額は、別紙の決定通知書のとおりです。

6 月～来年の 5 月の給与支給の際、徴収をお願いいたします。

年税額が 5,000 円以下の場合は、6 月に一括徴収してください。

### 6. 納期限等について

納税者から徴収した合計額は、毎月各納期限までに納入をお願いいたします。翌月 10 日が納期限ですが、土曜・日曜・祝日等のときは、金融機関の次の窓口取扱日が納期限となります。

### 7. 税金を滞納した場合

法定の割合に基づいた延滞金が加算されます。

督促状発布から 10 日を経過したことを以って、国税徴収法等に基づく財産差押事務に着手します。

### 8. 納税者の退職・転職等について

徴収税額の変更が生ずる場合は、速やかに異動届の提出をお願いいたします。残りの税額については、次項の異動届出書の記載要領に基づいて変更することになりますが、滞納防止のために一括徴収についてご協力をお願いいたします。退職後に本人が納付する場合は精算が必要ですので、徴収済額と未納額の記載をお願いいたします。徴収額が変更となった場合、税額変更通知をお送りします。

## 9. 退職所得に係る村・県民税の納入について

退職される方の退職手当等の支払いの際に、退職所得の金額に応じて税額を計算し、支払金額から徴収の上納入（源泉徴収）する必要があります（地方税法第 50 条の 5 及び第 328 条の 5 第 2 項）。

退職所得控除額は、勤続年数が 20 年以下のときは 40 万円×勤続年数（80 万円未満の場合は 80 万円）、勤続年数 20 年を超えるときは 70 万円×（勤続年数－20 年）＋800 万円であり、在職中障害者になったことで退職する場合はさらに控除額 100 万円が加算されます。

## 10. 地方税電子申告システム（eLTAX＝エルタックス）による特別徴収税額の通知について

eLTAX において、市町村からの特別徴収税額決定・変更通知を、電子署名を付与した電子データで受け取ることができます。

### 11. 特別徴収の納期の特例について

給与受給者が常時 10 人未満である事業所は、市町村長の承認を受けることで、11 月分・翌年 5 月分の 2 回の納付回数に変更できます。このしおりの『（前略）納期の特例に関する申請書』に必要事項を記載して提出してください。

### 12. 途中から特別徴収を開始する場合は、このしおりの『特別徴収への切替依頼書』に必要事項を記載して提出してください。

### 13. 給与支払報告書の提出について

毎年 1 月 1 日現在西目屋村に住所のある従業員の、前年分の給与

支払報告書を 1 月末日までに提出してください。

総括表及び特別徴収等の仕切り紙は、このしおりの最後にありますので、各 1 枚提出してください。

提出後に退職等の異動があった場合は、忘れずに次項の届出書を提出してください。

## 14. 次項以降の各種届出書等は、コピーしてご利用くださるか、西目屋村ホームページの様式を印刷してご記入ください。

eLTAX からの手続きも可能です。